

柳井市地域防災計画

新旧対照表

（震災対策編）

	修 正 案	現 行	備 考
P24	第2部 地震対策計画 第1章 災害予防計画 第1節 災害予防計画の体系 (略) －災害予防計画の体系－ 震災に強い柳井市の形成 震災の発生・拡大を防止す 震災に強い住民を育てる 震災に強い組織・組織間のネットワークをつくる →災害に強いまちづくりの推進（第3節） →地盤振動災害の防止（第4節） →地震火災の防止（第5節） →津波災害の防止（第6節） →農林水産災害の防止（第7節） →自主防災活動の促進（第8節） →防災教育の推進（第9節） →要配慮者対策の推進（第10節） →職員に対する防災研修の充実（第11節） →防災訓練の充実（第12節） →災害に備えた事前措置の充実 a．組織体制の整備（第13節） b．ボランティア活動の環境整備（第14節） c．緊急輸送活動（第15節） d．個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実（第16節） －1 災害広報体制の整備 －2 避難活動体制の整備 －3 救出救助体制の整備 －4 食料・水・生活必需物資の供給体制の整備 －5 医療救護体制の整備 －6 防疫・保健衛生体制の整備 －7 生活ごみ、し尿処理体制の整備 －8 住宅の確保体制の整備 －9 文教対策に係る事前措置の充実 －10 文化財の防災対策の充実 －11 要配慮者支援体制の充実 →地区防災計画（第17節）	第2部 地震対策計画 第1章 災害予防計画 第1節 災害予防計画の体系 (略) －災害予防計画の体系－ 震災に強い柳井市の形成 震災の発生・拡大を防止す 震災に強い住民を育てる 震災に強い組織・組織間のネットワークをつくる →災害に強いまちづくりの推進（第3節） →地盤振動災害の防止（第4節） →地震火災の防止（第5節） →津波災害の防止（第6節） →農林水産災害の防止（第7節） →自主防災活動の促進（第8節） →防災教育の推進（第9節） →要配慮者対策の推進（第10節） →職員に対する防災研修の充実（第11節） →防災訓練の充実（第12節） →災害に備えた事前措置の充実 a．組織体制の整備（第13節） b．ボランティア活動の環境整備（第14節） c．活動の前提となる条件の整備（第15節） d．個別応急対策の迅速・的確な遂行のための事前措置の充実（第16節） －1 災害広報体制の整備 －2 避難活動体制の整備 －3 救出救助体制の整備 －4 食料・水・生活必需物資の供給体制の整備 －5 医療救護体制の整備 －6 防疫・保健衛生体制の整備 －7 生活ごみ、し尿処理体制の整備 －8 住宅の確保体制の整備 －9 文教対策に係る事前措置の充実 －10 文化財の防災対策の充実 －11 要配慮者支援体制の充実 →地区防災計画（第17節）	誤記の修正

	修 正 案	現 行	備 考
P34	第8節 自主防災活動の促進 2 対策 （1）市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） 発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、柳井地区広域消防本部等の協力を得て、災害についての正しい知識や防災対応について、広報紙、イベント、出前講座等を通じて次のようなことを普及啓発する。なお、普及啓発に当たっては、映像、動画及び疑似体験装置等の活用も図る。 ア 家庭の危険防止対策の推進 ＊家庭での危険防止対策の例 ⑨感電ブレーカーを設置する。	第8節 自主防災活動の促進 2 対策 （1）市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） 発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、柳井地区広域消防本部等の協力を得て、災害についての正しい知識や防災対応について、広報紙、イベント、出前講座等を通じて次のようなことを普及啓発する。なお、普及啓発に当たっては、防災の日を設定し重点的な取組を行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。 ア 家庭の危険防止対策の推進 ＊家庭での危険防止対策の例	中央防災会議防災基本計画の修正
P48	第13節 組織体制の整備 2 対策 （3）広域応援体制の整備 ア 既締結協定等の実効性の向上（関係各課） （削除） （削除） （削除） ・災害対策に関する覚書（アサヒ飲料株式会社、藤山珈琲合同会社） ・柳井地域広域水道企業団と柳井市との水道事業の統合に係る事務の取扱いに関する協定書（柳井地域広域水道企業団）	第13節 組織体制の整備 2 対策 （3）広域応援体制の整備 ア 既締結協定等の実効性の向上（関係各課） ・災害等における緊急給水業務並びに応急復旧業務に関する協定書（柳井市水道工事協同組合） ・災害時等における応援協力に関する協定書（フジ地中情報株式会社） ・柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定書（1市4町2企業団）	時点修正
P63	第2章 災害応急対策計画 第1 組織体制の確立 第1節 活動体制の確立	第2章 災害応急対策計画 第1 組織体制の確立 第1節 活動体制の確立	所掌事務の構成 課見直し

	修 正 案						現 行						備 考		
P90	〈班の編成及び所掌事務〉						〈班の編成及び所掌事務〉						内容の適正化		
	部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等	部	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務	構成課等			
	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	災害救助部	健康福祉部 長		庶務班	(略)	(略)	(略)	災害救助部		健康福祉部 長	庶務班	(略)		(略)	(略)
				避難救助班	(略)	(略)	(略)				避難救助班	(略)		(略)	(略)
				救護班	健康増進課 長	1 災害時における医療及び助産に関する こと 2 部内の連絡調整及び他の班に属さない こと 3 医療資材及び医薬品の確保に関するこ と 4 医療関係団体との連絡等に関すること	健康増進課 高齢者支援課 (保健師) こどもサポー ト 課 (保 健 師)				救護班	健康増進課 長		1 災害時における医療及び助産に関する こと 2 部内の連絡調整及び他の班に属さない こと 3 医療資材及び医薬品の確保に関するこ と 4 医療関係団体との連絡等に関すること	健康増進課 高齢者支援課 (保健師)
	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	衛生対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	農林水産商 工対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産商 工対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
		土木港湾 対策部												(略)	(略)
	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	文教対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	消防対策部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	水防部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	第3節 災害情報等の収集報告 4 発災初期における災害情報の収集・報告 (3) 市から県・自衛隊への報告 (略)						第3節 災害情報等の収集報告 4 発災初期における災害情報の収集・報告 (3) 市から県・自衛隊への報告 (略)								

	修 正 案	現 行	備 考
	ア 総務部庶務班（被害等の総括的な情報） 市 県防災危機管理課 消防保安課 ・ TEL 083-933- ・ 地上系 1-＊7- ・ 衛星系 88-035-201- 防災企画班 2360 危機対策班 2370 通信管理班 2380 災害対策室 2452 消防救急班 2399 FAX 2408 ・ 地上系無線（災害対策室）1-＊-880～888 消防庁応急対策室 ・ TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ・ 地域衛星通信ネットワーク 応急対策係 TEL 88-048-500-9043421～9043426 FAX 88-048-500-9049033 ・ （宿直）TEL 03-5253-7777 陸上自衛隊第 17 普通科連隊 ・ TEL 083-922-2281（内線 237 当直 302） FAX 083-922-2281（内線 203） ・ 海上自衛隊第 31 航空群（岩国市）TEL 0827-22-3181 ・ 航空自衛隊第 12 飛行教育団（防府市）TEL 0835-22-1950	ア 総務部庶務班（被害等の総括的な情報） 市 県防災危機管理課 消防保安課 ・ TEL 083-933- ・ 地上系 1-＊7- ・ 衛星系 88-201- 防災企画班 2360 危機対策班 2370 通信管理班 2380 災害対策室 2452 消防救急班 2399 FAX 2408 ・ 地上系無線（災害対策室）1-＊-880～888 消防庁応急対策室 ・ TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ・ 地域衛星通信ネットワーク 応急対策係 TEL 88-048-500-9043421～9043426 FAX 88-048-500-9049033 ・ （宿直）TEL 03-5253-7777 陸上自衛隊第 17 普通科連隊 ・ TEL 083-922-2281（内線 237 当直 302） FAX 083-922-2281（内線 203） ・ 海上自衛隊第 31 航空群（岩国市）TEL 0827-22-3181 ・ 航空自衛隊第 12 飛行教育団（防府市）TEL 0835-22-1950	
	イ 災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況） 市 健康福祉部 厚政課 TEL 083-933-2710 FAX 083-933-2739 地上系 1-＊7-2710 衛星系 88-035-201-2710 地上系 1-＊7-2739 衛星系 88-035-201-2739 県防災危機管理課 上記アと同じ	イ 災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況） 市 健康福祉部 厚政課 TEL 083-933-2710 FAX 083-933-2739 地上系 1-＊7-2710 衛星系 88-201-2710 地上系 1-＊7-2739 衛星系 88-201-2739 県防災危機管理課 上記アと同じ	
	ウ 災害救助部救護班（医療機関の被災状況等） 市 柳井健康 福祉センター TEL 22-3631 FAX 22-7286 地上系 1-＊54-60 (注)健康福祉センターへ伝達できない場合（勤務時間外等） 健康福祉部 医務保険課 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939 地上系 1-＊7-2820 衛星系 88-035-201-2820 地上系 1-＊7-2939 衛星系 88-035-201-2939	ウ 災害救助部救護班（医療機関の被災状況等） 市 柳井健康 福祉センター TEL 22-3631 FAX 22-7286 地上系 1-＊54-60 (注)健康福祉センターへ伝達できない場合（勤務時間外等） 健康福祉部 医務保険課 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939 地上系 1-＊7-2820 衛星系 88-201-2820 地上系 1-＊7-2939 衛星系 88-201-2939	

	修 正 案	現 行	備 考
P94	エ 土木港湾対策部土木港湾班 農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等） 市 柳井土木建築事務所 TEL 22-0396 FAX 23-4666 地上系 1-*・54-20～25 衛星系 88-035-243-28 衛星系 88-035-243-38 地上系移動無線(柳井 1)1-316 地上系移動無線(柳井 2)1-317 (注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等） 柳井農林水産事務所 水産部 TEL 22-0740 FAX 22-5502 地上系 1-*・54-42 衛星系 88-035-243-27 衛星系 88-035-243-37 県土木建築部 道路整備課 TEL 083-933-3680 FAX 083-933-3689 地上系 1- *7 -3680 衛星系 88-035-201-3680 地上系 1- *7 -3689 衛星系 88-035-201-3689 農林水産部 漁港漁場整備課 TEL 083-933-3560 FAX 090-933-3579 地上系 1- *7 -3560 衛星系 88-035-201-3560 地上系 1- *7 -3579 衛星系 88-035-201-3579 オ 文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等） 市 県教育庁学校安全・体育課 TEL 083-933-4673 FAX 083-922-8737 地上系 1- *7 -4673 衛星系 88-035-201-4673 第4節 消防活動 2 消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部） （略）	エ 土木港湾対策部土木港湾班 農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等） 市 柳井土木建築事務所 TEL 22-0396 FAX 23-4666 地上系 1-*・54-20～25 衛星系 88-243-28 衛星系 88-243-38 地上系移動無線(柳井 1)1-316 地上系移動無線(柳井 2)1-317 (注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等） 柳井農林水産事務所 水産部 TEL 22-0740 FAX 22-5502 地上系 1-*・54-42 衛星系 88-243-27 衛星系 88-243-37 県土木建築部 道路整備課 TEL 083-933-3680 FAX 083-933-3689 地上系 1- *7 -3680 衛星系 88-201-3680 地上系 1- *7 -3689 衛星系 88-201-3689 農林水産部 漁港漁場整備課 TEL 083-933-3560 FAX 090-933-3579 地上系 1- *7 -3560 衛星系 88-201-3560 地上系 1- *7 -3579 衛星系 88-201-3579 オ 文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等） 市 県教育庁学校安全・体育課 TEL 083-933-4673 FAX 083-922-8737 地上系 1- *7 -4673 衛星系 88-201-4673 第4節 消防活動 2 消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部） （略）	時点修正

	修 正 案	現 行	備 考																																																
	消防団 市長 実施責任者 柳井地区広域 消防組合消防長 消防本部次長 柳井消防署長 総務課 予防課 警防救急課 通信指令課 基本団員 383人 機能別団員 25 人 <table><tr><td>団長</td><td>1人</td></tr><tr><td>副団長</td><td>3人</td></tr><tr><td>本部付団員</td><td>5人</td></tr><tr><td>柳 井分団</td><td>78人</td></tr><tr><td>日 積分団</td><td>53人</td></tr><tr><td>伊 陸分団</td><td>34人</td></tr><tr><td>新 庄分団</td><td>21人</td></tr><tr><td>余 田分団</td><td>27人</td></tr><tr><td>伊保庄分団</td><td>34人</td></tr><tr><td>阿 月分団</td><td>32人</td></tr><tr><td>平 郡分団</td><td>26人</td></tr><tr><td>大 畠分団</td><td>69人</td></tr></table> 計 408人 （令和 7 年10月1日現在）	団長	1人	副団長	3人	本部付団員	5人	柳 井分団	78人	日 積分団	53人	伊 陸分団	34人	新 庄分団	21人	余 田分団	27人	伊保庄分団	34人	阿 月分団	32人	平 郡分団	26人	大 畠分団	69人	消防団 市長 実施責任者 柳井地区広域 消防組合消防長 消防本部次長 柳井消防署長 総務課 予防課 警防救急課 (通信指令室) 活性化推進室 基本団員 385人 機能別団員 25 人 <table><tr><td>団長</td><td>1人</td></tr><tr><td>副団長</td><td>3人</td></tr><tr><td>本部付団員</td><td>4人</td></tr><tr><td>柳 井分団</td><td>75人</td></tr><tr><td>日 積分団</td><td>52人</td></tr><tr><td>伊 陸分団</td><td>35人</td></tr><tr><td>新 庄分団</td><td>21人</td></tr><tr><td>余 田分団</td><td>27人</td></tr><tr><td>伊保庄分団</td><td>34人</td></tr><tr><td>阿 月分団</td><td>33人</td></tr><tr><td>平 郡分団</td><td>29人</td></tr><tr><td>大 畠分団</td><td>71人</td></tr></table> 計 410人 （令和6年10月1日現在）	団長	1人	副団長	3人	本部付団員	4人	柳 井分団	75人	日 積分団	52人	伊 陸分団	35人	新 庄分団	21人	余 田分団	27人	伊保庄分団	34人	阿 月分団	33人	平 郡分団	29人	大 畠分団	71人	
団長	1人																																																		
副団長	3人																																																		
本部付団員	5人																																																		
柳 井分団	78人																																																		
日 積分団	53人																																																		
伊 陸分団	34人																																																		
新 庄分団	21人																																																		
余 田分団	27人																																																		
伊保庄分団	34人																																																		
阿 月分団	32人																																																		
平 郡分団	26人																																																		
大 畠分団	69人																																																		
団長	1人																																																		
副団長	3人																																																		
本部付団員	4人																																																		
柳 井分団	75人																																																		
日 積分団	52人																																																		
伊 陸分団	35人																																																		
新 庄分団	21人																																																		
余 田分団	27人																																																		
伊保庄分団	34人																																																		
阿 月分団	33人																																																		
平 郡分団	29人																																																		
大 畠分団	71人																																																		
P96	6 広域消防応援・受援 （1）県内広域消防応援計画 オ 応援要請時の連絡先は、下記のとおりとする。 （略）	6 広域消防応援・受援 （1）県内広域消防応援計画 オ 応援要請時の連絡先は、下記のとおりとする。 （略）	内容の適正化																																																

	修 正 案										現 行										備 考	
		名称		連絡先		N T T回線		防災行政無線			名称		連絡先		N T T回線		防災行政無線					
						電話	F A X	電話	F A X						電話	F A X	電話	F A X				
	国	消防庁 広域応援室	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		国	消防庁 広域応援室	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
			夜間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)						
	県	消防保安課 防災危機管理課	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		県	消防保安課 防災危機管理課	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
		消防防災航空隊	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			消防防災航空隊	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
	県内消 防本 部	下関市消防局	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			下関市消防局	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
		山口市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			山口市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
		萩市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			萩市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
		防府市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			防府市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
		下松市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			下松市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
		長門市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			長門市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略) (略)	(略)	(略)				
			夜間	(略)	(略)								夜間	(略)	(略)							
		美祢市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			美祢市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略) (略)	(略)				
			夜間	(略)	(略)	(略)							夜間	(略)	(略)	(略)						
		周南市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			周南市消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間	(略)	(略)	(略)							夜間	(略)	(略)	(略)						
		柳井地区広域消 防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-460	(19-460)				柳井地区広域消 防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-460	(19-460)				
			夜間	通信指令課	0820-22-0040								夜間	通信係	0820-22-0040							
		光地区消防組合 消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			光地区消防組合 消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間	(略)	(略)	(略)							夜間	(略)	(略)	(略)						
		岩国地区消防組 合消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			岩国地区消防組 合消防本部	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間										夜間									
		宇部・山陽小野 田消防局	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			宇部・山陽小野 田消防局	昼間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
			夜間	(略)	(略)								夜間	(略)	(略)							
P160	第 3 救援期における災害応急対策活動										第 3 救援期における災害応急対策活動										内容の適正化	
	第 4 節 避難所の運営										第 4 節 避難所の運営											
	1 避難所の運営										1 避難所の運営											
	(1) 避難所の運営担当者										(1) 避難所の運営担当者											
	市の指定する指定緊急避難場所等の運営は、主として災害救助部避難救助班が担当し、自主防災組織、自治会、避難施設の管理者及びボランティア等の協力を得て円滑な運営に努めるものとする。										市の指定する指定緊急避難場所等の運営は、主として災害救助部避難救助班が担当し、自主防災組織、自治会、避難施設の管理者及びボランティア等の協力を得て円滑な運営に努めるものとする。											
	また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるように努めるものとする。										また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるように努めるものとする。											
	被災後、指定緊急避難場所から指定避難所への移行や指定避難所の開設の決定は、被災状況										被災後、指定緊急避難場所から指定避難所への移行や指定避難所の開設の決定は、被災状況											

	修 正 案	現 行	備 考
	や避難者数等を鑑み、災害対策本部会議において行うものとするが、状況によっては、早い段階から、柳井市社会福祉協議会や各ボランティア団体と連携を密にして、運営体制の確保に努めておくものとする。 また、運営に当たっては、災害種別や施設の規模等によって被災者への対応が異なる場合もあることから、施設ごとに運営マニュアルを作成し、迅速かつ効率的な避難生活の支援となるよう努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。 感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当 部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	や避難者数等を鑑み、災害対策本部会議において行うものとするが、状況によっては、早い段階から、柳井市社会福祉協議会や各ボランティア団体と連携を密にして、運営体制の確保に努めておくものとする。 また、運営に当たっては、災害種別や施設の規模等によって被災者への対応が異なる場合もあることから、施設ごとに運営マニュアルを作成し、迅速かつ効率的な避難生活の支援となるよう努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当 部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
	第9節 住宅の応急診断、修理。応急仮設住宅等の供与 5 応急仮設住宅の供与 （2）応急仮設住宅に収容する被災者の条件 ア （略） イ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。 ③特定の資産がない一人親家庭 ④特定の資産がない要配慮者	第9節 住宅の応急診断、修理。応急仮設住宅等の供与 5 応急仮設住宅の供与 （2）応急仮設住宅に収容する被災者の条件 ア （略） イ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。 ③特定の資産がない未亡人、母子世帯 ④特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者	表現の適正化
	P175 （4）応急仮設住宅の管理等 イ 賃貸型応急住宅 県（厚政課）、民間賃貸住宅の所有者及び入居者との間で定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。 県（厚政課）は、入居契約等に関する事務を市に委任する。	（4）応急仮設住宅の管理等 イ 賃貸型応急住宅 県（厚政課）、民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。 県（厚政課）は、入居契約等転貸借に関する事務を市に委任する。	表現の適正化
	6 建設型応急住宅 （4）建築基準 イ 1戸建、長屋建、共同住宅のいずれか適当な建て方とする。 入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。	6 建設型応急住宅 （4）建築基準 イ 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。 入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。	表現の適正化